

佐賀県人事委員会告示第1号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成12年佐賀県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 坂本洋介

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後				
事業	事業所名	監督機関	事業	事業所名	監督機関		
労働基準法別表第1の各号に掲げる事業	略	労働局 労働基準監督署	労働基準法別表第1の各号に掲げる事業	略	労働局 労働基準監督署		
	第13号			保健福祉事務所（福祉支援課を除く。） 総合福祉センター 保護課及び地域生活リハビリ課 地域生活リハビリセンター 療育支援センター <u>九千部学園</u> 虹の松原学園 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎		第13号	保健福祉事務所（福祉支援課を除く。） 総合福祉センター 保護課及び地域生活リハビリ課 地域生活リハビリセンター 療育支援センター <u>虹の松原学園</u> 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎
	略			略			
略			略				
備考 略			備考 略				